

令和5年度 第2回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 議事録(要旨)

●日時、出席者等

日時	令和6年2月22日(木) 午後6時～午後7時30分
会場	岩見沢市役所3階 会議室3-1、3-2、3-3
出席委員等	出席委員11名 (欠席委員4名)
事務局	5名

●議事録(要旨)

委員会の冒頭で、能登半島地震の犠牲になられた多くの方々に対し、哀悼の意を表するため、黙とうを捧げました。

1. 開会

2. 委員長挨拶

皆さん、お足元が悪い中お集まりいただきありがとうございます。今日は2つのことを申し上げたいと思います。1つは、1月の能登半島地震は皆さんも驚かれ、非常に心配されておられるかと思えます。東日本大震災から13年が経ちましたが、今回も生理用品や子ども用紙おむつよりも食糧をとる意見があったり、避難所の炊き出しなどの負担は女性ばかりであったり、避難所での性暴力の問題などがあって、女性や子どもが避難所でゆっくり過ごせる状態になっていないということが徐々に明らかになってきています。岩見沢でも女性や子どもに対応できる防災対策をしっかりと進めておいていただきたいと思います。2つめは、困難女性支援法が4月からいよいよ始まります。NHK教育のハートネットTVという番組で女性支援新法について既に2回放送され、法律の大まかな枠組みと支援員や地域連携の話が出ています。特に地域連携の話では、札幌の民間団体の方が北海道と連携した困難女性の支援の実状をレポートしていただきましたので見ていただきたいと思います。

3. 議題

(1) 企業認証制度について

(事務局)

資料に基づき、企業認証制度について説明。

(委員)

くるみんの認定が市内で1件というのは、今年度のものでしょうか。過去に認定された会社もあると思うのですが。

(事務局)

本社所在地が岩見沢の企業で、資料作成の11月の時点で公表されているデータになります。本社所在地が市外の企業や公表を希望していない企業は含まれておりません。

(委員長)

具体的に認証を取っている企業が少ない印象ですが、札幌が本社というのものもあるかもしれませんが、ほかに事務局で思い当たる点などはありますか。

(事務局)

札幌市や北見市は独自の制度を持っていて、それをベースにして国や道の制度の認証を受ける力のようなものと推察します。岩見沢市の制度を作って、更には道や国の制度の認証を受

けてもらうような仕組みを作ると良いのではないかとということでご提案させていただいています。

(委員長)

岩見沢の企業も女性活躍推進法の一般事業主行動計画を作成されているのでしょうか。

(事務局)

計画策定が義務か努力義務かは従業員数によりますが、策定義務のある会社では策定されていると思います。市内の企業は従業員数が100人以下で計画策定が努力義務となる企業の方が多いと思われますので、策定に至っていないと推察しております。

(委員長)

今回は岩見沢独自のものを作って、小企業でも認証を取るように方向づけることが目的であると考えてよろしいですか

(事務局)

企業向けの周知啓発はなかなか取り組みづらいところですので、制度の導入が機運醸成につながればという部分があります。札幌市の制度では計画を策定していなくても取り組みを行っている、就業規則に定めているということが確認できれば第1段階として認証するという形になっています。北見市も同様です。導入するとなれば、計画策定や認証制度の届出まではいかなくても取り組んでいる企業があると思いますので、取り組みの見える化をして、より多くの企業に働きやすい環境づくりやワーク・ライフ・バランス、女性活躍に取り組んでいただくきっかけになればと考えっております。

(委員)

健康経営優良法人は岩見沢市内には17社あるということですが、項目はどのようなものがあるのでしょうか。認定マークがその会社に表示されていれば、こういうことを認定されたという理解でよろしいですか。

(事務局)

健康経営優良法人の評価項目としましては、従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討、健康経営の実践に向けた土台作り、ヘルスリテラシー向上のための社員教育、適切な働き方の実現に向けた取り組みに関する項目があります。病気の治療と仕事の両立支援への取組みや、保健指導や特定保健指導をきちんと行っているか、感染対策や喫煙対策をしてるかといった様々な項目が定められています。

認定マークについては、認定された企業が自社のホームページやリーフレットなどに使用することができ、認定企業は認定マークを使用することで働きたいと思っている人に対してホワイト企業ですとアピールすることができます。

(委員)

企業が認証制度でマークを取得してホワイト企業であることを売りにしたいという時には、どこに相談したら良いのか、また、手順などは既に国からしめされているのでしょうか。

(事務局)

健康経営優良法人以外の認証制度は厚生労働省の所管となっているので、北海道労働局の窓口で相談することができます。健康経営優良法人は経済産業省になります。

(委員)

くるみん認定については、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの三段階で、さらに不妊治療と仕事の両立を支援した企業は「プラス」が追加されると書いているのですが、もう少し説明していただけますか。

(事務局)

認定基準の一つとして男性の育児休業の取得率があります。取得率が7%以上で企業独自の休暇制度利用者も合わせると15%以上であるとトライくるみん認定となり、次のくるみんになるためには、取得率が10%以上で企業独自の休暇制度利用者も合わせると20%以上であること。取得率が上昇するとプラチナくるみんになるという基準になっています。他の基準としては子の看護休暇を取得した男性労働者、女性労働者の育児休業取得率といった項目もあります。事業主の行動計画を策定した上で基準をクリアしていると認定されるとなっています。

(委員)

ユースエール認定の中に常時雇用労働者300人以下が対象となるという部分で、300人という数が適当なのかどうか。市内に認定されている企業の1社について会社名が分かれば教えてください。

(事務局)

労働者300人以下が対象と定められているのは、制度の対象が中小企業となっていることからだと思います。

また、会社名につきましては厚労省のホームページ、若者雇用促進総合サイトでマルナカ松屋商事株式会社と公表されています。会社のホームページから分かる事業内容としては、岩見沢や北海道の農産物を加工して国内や国外に販売している商社で、アジア諸国とも取引があるようでございます。

(委員)

公共調達とは入札のことかと思いますが、市内の企業は必ず入札に参加しているのでしょうか。認証を受けるメリットは公共調達、助成金、融資という部分ですか？従業員が300人以下の縛りもあると思いますが、認証を得てメリットがある、入札に参加する企業は市内でどのくらいあるのでしょうか。

(事務局)

公共調達での優遇の方法としては、入札参加資格で優遇するという場合もありますし、企画内容を評価し入札する方式においては認定取得で加点評価されるといった場合もあります。また、市の制度の認定企業一覧を作成し、市が物品購入する際には優先的に認定企業に発注することとしている市もあります。一般的に入札と聞いて思い浮かぶのは金額だけを競う方式かと思いますが、企画内容を評価する入札方式は岩見沢市で頻繁に行われているわけではありませんので、メリットについてどのように考えていけば良いのかを検討する必要があると考えております。

(委員)

この制度の導入が男女共同参画のプランとどのようにつながっていくのかというところをご説明いただければと思います。導入するにあたってのメリットなど。

(事務局)

女性活躍を推進するためにということが大元にあり、女性も男性も働きやすい企業を育て、認証して、良い企業ですとPRできるような仕組みを作っていければということです。国の制度のえるぼしやくるみんが該当すると思いますが、国の認証を受けるのはハードルが高いので、岩見沢市版といった取り組みやすい制度を作って、そこを足掛かりに国の制度にもチャレンジしていただく形が最終系なのかなと思っています。北見市で87の企業が利用されているので、北見市の制度を足掛かりにえるぼしの認証を受ける企業も出てきているのではないかと思います。

(委員長)

えるぼしやくるみんを取るというのは就活している女子学生へのアピールにも繋がります。こ

こ会社だったら安心して長期的な仕事を望めるのではないかといった指標をわかりやすく名刺やホームページに載せたりする。なぜ岩見沢の企業が少ないのかと思っていたのですが、中小企業が多いこともあるのですが、岩見沢の企業の経営者たちが女性は結婚や出産で辞めてしまったり、子どもが大きくなったら低賃金のパートで良いと思っていたら、このような認証制度は面倒なので必要ないことになります。資料2ページ目の北海道の働き方改革だけ13企業となっているのは、道の公共調達に関連しているからだと思います。どちらが先かというのはありますが、えるぼしやくるみを推進していく時に企業のトップの意識改革まで踏み込んでやっていかないといけないと思います。岩見沢市は若年女性の流出が止まっていないので、この先子どもが生まれず、高齢者しかいなくなるということになります。そういう中で独自の制度を作るのであれば、そして長期的に企業の経営を考えていくのであれば、女性が岩見沢に定着して生活できるようにしていかなければならないと思います。実際に導入するとしたら、主体となるのは市民連携室男女共同参画担当ですか、商工担当ですか。

(事務局)

どちらかだけで進めていくのは難しいと思いますので、当室から提案して商工担当と一緒に進めていく形が良いのではないかと考えています。

(委員長)

認定を受けていても実態が伴っていないこともあり得るのではないかと思います。認定を受けることが目的化してしまうのではなく、実際に女性が岩見沢で働いて生活賃金を得られるということが大切です。強いて言えば、人口減少も緩やかになるということにまで考えてやっていかないといけないと思います。

(委員)

今、委員長がおっしゃったように認定を取っても実態がないというお話になってしまう制度を積極的に進めるのかは、今一度検討したほうが良いと思います。企業にとっても広報や宣伝で使え、公共調達でもメリットがあれば取得したいと思うのですが、取得したところで中身がないのはどうかと思います。制度を作るのであれば中身をどうやって担保するのか、企業にきちんと中身を理解してもらってそれを実現するためにやると理解してもらった上で進めないといけないのではないかと思います。

(委員長)

総務や事務に人が少なく、取り組んでいるが計画を作れないという企業は中小企業には多いと思います。取り組んでいるという実態を何かで証明してもらえば、岩見沢市独自のマークをあげられますよというプラスの形にも使えると思います。取り組んでいるけれど、えるぼしやくるみには数字が届かなくて計画書などを作る時間もないという企業を、掘り起こす、見えるようにすることにつながると思います。今おっしゃったように実態を男女共同参画担当が評価できるかということにかかっていると思うので、指標の作り方は大事だと思います。くるみも制度改革があって基準が厳しくなっています。次のページにも書いていますが、岩見沢版を作るときには2年ごとに確認を行うなど更新という形にすれば実態も少し掴みやすくなるのではないかと思います。

(委員)

企業にとっては本当に手間のかかる作業なので、もし更新があるとなれば尚更のことで、加点などのメリットがなければ意味がない。市と企業とが共同で前に進んでいくためには、国よりも基準を下げたような形が入っていったほうがよろしいんじゃないかなと思っています。例えば何かに取り組んだらシールを貼るといったような簡単な仕組みも考えてみてはと思います。

(事務局)

本日、導入についての判断はできませんが、参考となるご意見をたくさんいただきましたので、持ち帰って考えていきたいと思えます。

(委員長)

今の時点で判断はできないので、これは継続審議としたいと思えます。

えるぼしやくるみんといった国の制度と札幌市や北見市の制度の資料をみなさんにお渡ししたらどうでしょうか。

(事務局)

議事録と一緒に資料をお送りいたします。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

(事務局)

資料に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要について説明。

(委員長)

事前提出意見一覧にある相談とはDVに関する相談ですか。それとも生理の貧困対策事業における相談ですか。

(事務局)

生理の貧困対策事業における相談件数です。相談内容としては、生理などのからだの状態に関する相談や生活困窮などの相談があり、病院受診に関する助言や相談先の説明をしたほか、生活保護の担当に話を引き継ぐなどをしております。DV相談の際に生理用品を渡したケースもあります。

(委員長)

DV相談での対応についてですが、岩見沢市はシェルターや避難する施設、対応しているNPOもないと聞いていますが、今はどういう対応をされているのですか？

(事務局)

一時避難が必要な場合には、本人の意思を確認した上で、北海道立女性相談援助センターに依頼しています。一時避難までの緊急性・危険性が高くない場合の方が多いのですが、本人の状況や希望を聞き取り、必要な手続きや情報を提供し、場合によっては本人の希望に応じて専門窓口につないでおります。

(委員)

岩見沢市にはシェルターがないという話ですが、最近受けた相談の方でDV被害に遭われていた方がいたのですが、札幌に行かないとシェルターがない、子どももいるので札幌に行くという決断はできず岩見沢に留まる判断をした人がいました。この場でどうするかは決められないと思えますが、今後北海道の目標でもある各振興局管内に新団体を立ち上げる、DVシェルターを運営するような民間支援団体を作るというのは必要だろうと思えます。本委員会から必要性を発信するという必要でしょうし、ぜひやっていただきたいと思えます。

(委員)

人権擁護委員協議会ではデートDV防止の講座を学校で積極的に行っています。このあと3月にも3件ほど中学と高校で実施予定で、年間で20校程度の実績になっています。その時に性暴力被害者支援センター北海道SACRACH(さくらこ)のパフレットを配っていますが、こういうパフレットが子どもたちの手元にあるということはすごく大事なことで思えます。子どもたちの感想を読むと「知らなかった、わかって良かった」などの言葉があり、そうした気づき

は大事だと思います。啓発活動の中でもパンフレットやカードを配布する活動は、私たちができる身近な活動ではないかと思っています。こういう地道な活動が大事だと思います。

(委員)

私たちは素人ですけど、DVや貧困の相談が来ることがあります。なるべく専門窓口を紹介するのですが、当事者の方にはハードルが高いようで、情報を差し上げてもまた私たちのところに戻ってくるということが繰り返されています。そのうち相談することに疲れてきて、相談することもあきらめてしまう方も多くいるように感じます。大きな話になる前に、地域の方が相談を受けた時に、相談できるようなところがあつたら良いと思っています。当事者の方もそうなのですが、相談を受けた一般の人が専門窓口につなぐための支援の仕方やどう寄り添っていくかといったことを知れるようなサポートがほしいなと感じています。

(委員長)

そのあたりの伴走型の支援を国では女性相談支援員（現：婦人相談員）に期待しているように見えます。現行の婦人相談員のほとんどは非正規のため5年で雇い留めとなり、専門性があまり育たないという課題があります。岩見沢市で今後女性相談支援員を置くのであれば、どうやって専門性を高めていくのかをしっかりと考えておかないといけない。パート雇用ではなく恒常的な人員配置で、知識や経験がない方でも研修参加も保障して専門性を育てて、被害者の方の伴走も、地域で相談にのった人へも助言や引き継いでもらえるといい。こういう部分も踏まえて、女性相談支援員の位置づけなどを男女共同参画担当で考えていただければとお話を聞きながら思いました。

(委員)

先程の相談先が分からないという部分では、出前講座で配布しているパンフレットには必要なことがわかりやすく書いてあるので、これを子どもたちが家に持っていくと保護者が手にする機会もあると思います。受講後のアンケートなどにも自分は当事者だというようなことも書いてあったこともあります。目の前で行う講座だけで終わるのではなく、家庭で思い悩んでいる人の声を拾って関連相談先に紐づけするということが大事です。相談窓口がどこにあるかわからないという人のためにもパンフレットを配布する活動は必要だと思います。

(事務局)

事前提出意見一覧に記載した相談件数は生理用品をお配りする時に受けた相談の件数です。DVに関する相談件数につきましては、令和4年度は25人に延べ220回、令和5年度は12月末までで14人に延べ165回の対応を行っているところでございます。

委員長がおっしゃったとおり、女性相談支援員を配置して終わりではないと思っています。相談を受けていてもどかしい点は、相談に来てくれている間は支援を継続できるのですが、相談者が疲れてしまい繋がれなくなるという状況もあると思っておりますし、中には本人ではなく周りの方から相談を受けることもあります。女性相談支援員を配置する場合は、寄り添った支援として何をどのような形で行っていけば良いのか、そういったことができる人材をどのように育成していけば良いのかを考えなければなりません。今後、女性相談支援員の配置については頂いたご意見を参考に検討していかなければならないと思っておりますのでございます。

(3) 岩見沢市パートナーシップ宣誓制度について

(事務局)

資料に基づき、岩見沢市パートナーシップ宣誓制度について説明。

(委員による発言なし)

(委員長)

要綱の改正はそのまま進めていただくということでよろしいでしょうか。それでは、3つの議題を終わります。

4. その他

(事務局)

議事録については、これまで同様、委員の皆様へ送付し、ご確認いただいた後、ホームページに掲載するなど公表していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、次回の委員会開催については、新年度になります。委員長と調整のうえ、ご案内させていただきますので、皆さまよろしくお願いいたします。以上でございます。

5. 閉会